



データに、物語を。



2022年5月25日

各位

大阪府中央区道修町1丁目6番7号  
株式会社ODKソリューションズ  
代表取締役社長 勝根 秀和  
(コード番号: 3839 東証プライム市場)  
問い合わせ先: 常務取締役 作本 宜之  
電話番号: (06) 6202-0413  
URL: <https://www.odk.co.jp>

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について、2022年6月28日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

(1) 2021年6月16日に施行されました「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、「場所の定めのない株主総会」(以下、「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながるものであります。当社が、将来の株主総会開催方法としてバーチャルオンリー株主総会を選択することを可能とするため、現行定款第13条(招集)に第2項を追加するものであります。

なお、変更案第13条(招集)第2項の新設の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ② 変更案第16条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③ 変更案第16条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④ 上記の新設・削除にともない、効力発生等に関する付則第2条(電子提供措置等に関する経過措置)を設けるものであります。なお、本付則第2条は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 変更の日程

株主総会開催予定日 2022年6月28日(火)  
効力発生予定日 2022年6月28日(火)

以上



## データに、物語を。

### 【別紙】定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)</p>	<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>



## データに、物語を。

現 行 定 款	変 更 案
<p>付 則 (施行年月日) 第1条 本定款は、<u>2020年6月24日</u>から改定施行する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>付 則 (施行年月日) 第1条 本定款は、<u>2022年6月28日</u>から改定施行する。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本付則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>